

第2回「平成28年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」
議事録（一部）

○ 日 時 平成28年7月4日（月）午後3時30分～午後5時30分

○ 場 所 神奈川県庁第二分庁舎 6階 災害対策本部室

○ 出席者

（委員）

- 太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
五島 陽子 藤沢市企画政策部人権男女共同参画課長
白石美奈子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
田島 敏久 神奈川県産科婦人科医会医療対策部主担当理事
鳥海 薫 平塚市市民部人権・男女共同参画課長
花房 孝典 犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」
全国大会運営委員

◎宮森 孝史 東海大学文学部心理・社会学科教授

◎：座長、○：座長代理

（オブザーバー）長島 豪 NPO法人神奈川被害者支援センター所長

（事務局）小田参事監（安全安心担当）、押部くらし安全交通課長、

長野犯罪被害者支援担当課長

川井被害者支援室副室長

くらし安全交通課 荏原グループリーダー、田中主査

【議事内容】

1 開会

（司会：長野担当課長）

本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。第2回犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

暑いので上着等は適宜とっていただいて、よろしく願いいたします。

それでは、進行は宮森座長をお願いいたします。

（宮森座長）

よろしく願いいたします。

お手元の会議次第にしたがって会議を進めてまいりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

第1回の検討委員会でお諮りし、会議及び会議録は公開とし、発言者についても公開とするとともに委員会の傍聴を認めることにご同意いただきましたが、それについてはご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

（宮森座長）

ありがとうございます。

本日は傍聴の方はいらっしゃいますか。

(長野担当課長)

いらっしゃいません。

(宮森座長)

では、傍聴人なしということで進めさせていただきます。

議題に入ります前に、前回の宿題ということで、会議で質問のありましたかながわ犯罪被害者サポートステーションの罪種別相談状況、それから神奈川県内の主な犯罪被害者相談機関における相談件数と、7月1日から実施しております平成28年度犯罪被害者等施策・事業の実施状況に対する意見募集について、これは今回の会議の開催通知に添付ファイルで添えられていたと思いますが、それについて事務局からご説明をお願いします。

参考資料1、参考資料2及び資料1に基づき、事務局より説明。

(宮森座長)

これは前回、宿題となっていたもので、事前に添付ファイルでもごらんになった方が多いかと思いますが、今のご報告について、何かご質問等ございますか。

(太田委員)

性的被害、性犯罪に関する相談が多いというのはどこの被害者支援センターもそうかと思うのですけれども、暴力犯罪等の比率が非常に少ない気がします。これは神奈川県が非常に暴力犯罪の少ない県であるということなら構わないのですけれども、必ずしもそうではないので、ここをどう分析されているかということがまず一つです。

それから、広報ですが、パブリックコメントでも広報の点でいろいろな意見が来ていますので、そこを拡充するなり、やり方を変えるという意見もありましたので、そういうところともつながってくるのかなとは思っております。

(宮森座長)

ご意見ということでよろしいですね。

(太田委員)

サポートステーションとしてはどうごらんになっているのでしょうか。殺人がないのはわかるのですけれども、強盗も1件しかなく、少し少ないのかなという気がします。

それから「その他」が非常に多いですね。どこの被害者サポートセンターでも最初はいろいろな、民事の類のこととかいろいろな相談が来るので、これは仕方がないことかと思うのですけれども、サポートステーションの知名度が少し低いことも推測されますので、どう分析されているのかご意見をお伺いでき

ればということです。

(長野担当課長)

ご意見ありがとうございます。

暴力犯罪に関するご相談が少ない理由ですけれども、「その他」のところに丸めさせていただいておりますけれども、さらにこの内訳を見ますと、傷害関係のご相談がやはり一番多くなっています。現状の、この前もお話しいたしましたが、殺人等の凶悪犯罪の被害の方に関しては、警察署のほうで「サポートステーションの支援があるよ」とお伝えさせていただいて、支援につながってくるケースが多いので、サポートステーションに電話相談をするまでもなく支援につながっていく場合が多いということが、1点あるかと思えます。そこのところは各警察署のほうでその分をPRしたり相談にのったりしていただいているということが1つあると思えます。

もう一つは、先ほどおっしゃったような広報の部分もあるかと思えます。

(宮森座長)

今の回答でよろしいでしょうか。

私も、そうですね、その他の暴力犯罪については職場内のいじめですとか恐喝に遇って心理的にちょっと負担を感じているとか、それから殺人事件の被害者のご家族の面接等、直接警察のほうから来ているような感じですか。サポートステーションを通さないケースもあるのではないかと思います。

よろしいでしょうか。

先ほどいらっしゃらないということだったんですが、傍聴のご希望が1人いらっしゃるということですので、傍聴人の入室を許可したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(傍聴人入室)

(宮森座長)

それでは議題1、第2期犯罪被害者等支援推進計画に基づく施策・事業の実施状況に対する中間年度評価(案)について、事務局からご報告をお願いします。

資料2「平成26年度・27年度犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況に対する意見募集の結果について」に基づき、事務局より説明。

(宮森座長)

平成26年度・27年度の事業の実施状況、意見募集の結果を踏まえての今年度
の中間年度評価(案)についての説明でした。

大項目ごとにやっていきましようか、それとも自由に意見をいただくという
形で進めたほうがよろしいでしょうか。

(宮森座長)

では、項目に分けずにご自由に発言していただくということでよろしいでし
ょうか。

(異議なし)

(宮森座長)

では、そのように進めさせていただきますので、積極的にご意見、ご質問等
いただければと思います。

第1項目の総合的なところの性犯罪・性暴力に関しては、議題2のほうで集
中して議論できるかなと思いますので、そこに関してはちょっと残しておきま
しょうかね。そこは除いてということにしましょう。

(花房委員)

資料3の2ページに記載してある市町村との連携による広報、これをもう
少々具体的に、おやりになろうとしていることをお話しいただけますか。

(長野担当課長)

そうですね、もう少し具体的に書いたほうがよろしいかもしれませんがけれど
も、2期計画に入ってから大分、町の広報ですとか市のたよりとか、そういった
ものに掲載していただける市町村が増えておりまして、例えば「かながわ犯
罪サポートステーションに相談してください」として電話番号等を載せていた
だいているところがございます。横浜市などは「くらしのガイド」というもの
を市民向けにつくっておりますが、そういったものに犯罪被害者サポートステ
ーションの内容を載せていただいたりとか、あるいは茅ヶ崎市とか横須賀市に
ついては犯罪被害者支援のためのパンフレットをつくっております、そこに
載せていただくといったご協力をいただいております。

(花房委員)

ありがとうございました。

6ページの市町村の取組みについて、前回も申し上げましたけれども、本当
に今年度の重要テーマ、私は最重要テーマと考えてもいいぐらいだと思うわけ
です。市町村の主管課長や担当者会議というのはどの程度の頻度で行っておら
れるんですか。

(長野担当課長)

5 ページに書かせていただいているんですが、主管課長会議、平成26年度は地域別に3地区で実施し、平成27年度は1回でございます。それ以外に担当者会議等は、記載のとおり開催させていただいているところです。

(花房委員)

県だとかサポートステーションのほうから積極的に出かけていくということはないんですか。前回ちょっとお話ししましたがけれども、出前スタイルで。要請があったら当然行かれるんでしょうけれども。

(長野担当課長)

個別の支援案件に関して必要があった場合には、県警の被害者支援室の担当者と県の職員とで市町村の窓口にご相談に上がったりしたケースはございます。あるいは市町村職員向けの研修会等に職員がおじゃましてお話をさせていただくといったことはやっているんですが、相談窓口に出前で行くような形は、今のところとっておきません。

(花房委員)

横須賀市の例を、私の知る範囲ですけれどもお話ししますと、部局で連絡会みたいなものを構成してやっています、何を目指しているかということ、いろいろな意思統一とマニュアルづくりをやっているんですよね。どうも彼らだけで本当に大丈夫なのかなという気がしております、それで今、申し上げたんですけれども、市の者でも何でもありませんけれども、何かもっともっと、ここには大変な情報がたくさんあって、経験、ノウハウもあるわけですから、それがトランスファーというか、浸透していくようなメカニズムをぜひともつくっていただきたいと切望しております。

(長野担当課長)

ありがとうございます。

今回、検討委員会に行政の、各市の担当の代表としてお2人入っていただいておりますので、その先生方のお話伺いながら、市町村の取組み推進に向けて、どんなやり方がいいのか検討してまいりたいと思います。

(花房委員)

ありがとうございます。

(宮森座長)

座長は余りしゃべらないほうがいいんですけれども、花房委員のお気持ちはよくわかるんですね。

初期の頃からのこの検討委員会でもそれが議論になっていて、県と一般的な

市町村との温度差が非常に大きい、だからできるだけ県主導型で、とにかく何かやってくれないかという意見は今までの委員会の中でも随分話題にはなってきたんですけれども、県主導型でやってしまうとトップダウン的な形になってしまって、かえって市町村が萎縮してしまったり、自分たちのところでの案みたいなものをきちんとつくっていくことがかえって阻害されるのではないかという意見もあって、難しいんですよ。

「連携」という言い方は最近の会議でよく使われるし、とても便利な言葉なんですけれども、連携に委ねてしまうと誰も責任をとらないということになってしまうので、やはり問題意識を持ったり、余りいいことではなかいもしれないけれども、実際に事案が生じたときにうまく連携して、何か解決に結びつくようなことができたという経験が起きると変わってくるんだと思うんです。事件がないのが一番いいことなんですけれども、そういう事案を経験したところの連携は大分うまく動くようになっているのではないかという印象をもっているんですけどね。

余計な一言でした。

(花房委員)

多分、何をしたいかわからないというところも大いにあると思うんですよ。部局の担当者が集まってやっているのは聞いていますから、やっているんでしょう。だけれども、マニュアルをつくると言っていましたけれども、マニュアルはもっともっといいものが県でつくられていることを知っているのか知らないのかわかりませんが。

「こうすればいい」というガイド、確かに県が出ていったら市が萎縮するかもわかりませんが、何かそっとリードしていく感じの。被害者は、とにかくもう県じゃないんですよ。やはり住んでいる市町なんです。それがどこへ行っていいかわからない。警察はわかるんですけれども、警察以外、市役所にそんな部署があることに気がつくか、わかっているのかということだと思うんですよ。

ですから本当に、そういう市民と、それから市の行政ですから、間違いなく段差はあるんですよ。多階層なんですけれども、県があり、神奈川県の場合はサポートステーションがあり、それから市があって住民がいてという……、何か有機的なつながりをうまくつくっていくことが、この委員会の、まだ2年以上あるわけですから、本当に重要な課題であると痛切に感じますね。

(長野担当課長)

ありがとうございます。

横須賀市のマニュアルの件ですけれども、県が昨年度つくって、ほぼ並行して作業が進んでおりまして、お互いに情報をやりとりしておりますので、横須賀市なりの立派なマニュアルができていのかと考えております。

そういったことを契機として、いろいろな協力関係を横須賀市とも持ってお

りまして、今後、講演会等を共催させていただくような予定もございます。

それから、市町村の取組みを促すということに関しては、やはり先ほど宮森先生からお話ありましたとおり、実際に被害者の方をサポートステーションで支援していて、市町村でないと支援できないような内容もいろいろ出てまいります。そういったときに総合的相談窓口になっている課にご連絡を差し上げまして、そこで「こういった方がいるんだけれども」ということでお話しさせていただくことで、少しずつ連携をとっていききたいなと思っております。

(宮森座長)

県と横須賀市で今、いい連携が図られているというお話でしたが。

(花房委員)

うれしいお話をお聞かせいただいて。

(宮森座長)

それがモデルケースになるんですね。

(花房委員)

そうですね、モデルケースになれば最高にうれしいですけども。

お2人来られているので、この際ぜひ平塚と藤沢のお話を聞ければ。

(鳥海委員)

平塚市では、犯罪被害者の相談があったという話を余り聞いていないです。先ほど宮森先生がおっしゃったとおり、相談事例があると市全体が流れに向かって動くのかなというのがあるのではないかと思います。今のところ、まだ動きがとても緩やかという感じで進んでいます。

ハンドブックをこの間つくっていただいて、これから市の中全体に投げかけて平塚市のものにしたいと思っておりますが、ハンドブックがございまして、具体的に私たちが何をしなくてはいけないかが実感として出てくるので、ハンドブックを使いながら、全庁的に被害者支援をやっていかなくてはいけないということを浸透させていくことができたかと考えています。

(宮森座長)

ありがとうございました。支援ハンドブックが一つのきっかけになればということですよ。

藤沢市はどうでしょうか。

(五島委員)

藤沢市人権男女共同参画課の五島と申します。前は欠席してしまいまして、失礼いたしました。

藤沢市で私どものやっていることといたしましては、まず、県のサポートステーションがありますので、まずはそちらの広報をさせていただいている状況です。先ほど市町村による広報についてのお話がありましたが、広報ふじさわという広報紙に載せさせていただいているほかに、県のサポートステーションのリーフレットにつきましては庁内各課と民生委員さん全員に配付させていただいて、何かそういうご相談があったときには、まずそちらにご連絡させていただくような形で、今は進めさせていただいております。

実際、うちの総合窓口のほうでも何かご相談があったときに、多分いろいろな事例はあると思うのですが、それが犯罪被害者の方からのご相談だということがはっきりわかるような形でのご相談はなかなかないのかなということで、はっきりわかっている場合には、いろいろ有機的につなげることもできるかと思うんですけども、そういうご事情をおっしゃらない段階でのご相談だと、なかなかそこまで総合的にはいかないケースもあるのかなと思っております。

ただ、先ほどもおっしゃっていましたように、県のガイドラインがつくられたということがありますので、そちらを見せていただきながら、今後、市町村としてどのような形で取組みができるかが今年度からの課題かなとは考えております。

(宮森座長)

ありがとうございます。

花房委員、ここについてはそんなところでよろしいですか。

(花房委員)

結構です。

(宮森座長)

その他、どうでしょうか。ご自由に意見をいただきたいと思います。

(太田委員)

今の問題にも関係しますけれども、やはり本質的な問題は、市町村固有の被害者支援として何をすべきなのかという点だと思うんですね。これは広域自治体と基礎自治体の関係というか、役割分担ということでもありますけれども、例えば今のお話みたいに、県にサポートステーションがあるからそこを紹介すればいいよということにもなりがちです。日本の場合、「連携」というのはほぼ丸投げを意味しているのです、そういう丸投げになっていけばいいという話なのか、それとも市町村でなければできない、もしくは市町村であればより地に足の着いたといいますか、地元密着型の支援ができるのかということで、それはやはり後者の場合もあるだろうと思っています。

例えば今日のお話の中で、アンケートの中にもありましたけれども、例えば住宅の確保という点で、いろいろニーズはあるということでした。ただ、被害

者のニーズに合わないわけですね。そのニーズがどういうところかはわかりませんが、やはり場所の問題が非常に大きいとすると、私は神奈川県で公営住宅がどの地域にどれくらいあるのか全くわかりませんが、それだけで確保できないとなれば、市町村営の公営住宅等を提供するという仕組みが市町村のほうにあってしかるべきだろうと思っています。

それで、質問も絡めてなんですけれども、被害者への公営住宅の優先的な提供が、例えば条例も計画もなしに市町村のほうでできるものなのではないでしょうか。今、県としては、市町村のほうで提供できるように検討してみてくださいという働きかけをする必要があるという認識ではあるのですが、例えば条例もない、予算もない、計画もないという中で、しかも、ほかにもいろいろなニーズで必要としている人は幾らでもいると思うのですが、被害者に対して公営住宅を提供するという仕組みが市町村で可能なのかどうかです。

もしそうでないとすると、やはり法整備なり計画なりをつくる必要がある。とすると、県としては命令まではできないとしても、市町村の住宅を提供できるような計画をつくるには具体的にはこのようにするといいたテクニカルなサポートをするとか、そういうことがあり得ると思います。

今、神奈川県で条例がつくるのが一番早かったのはたしか寒川町でしたかね。現在は、寒川町と、それから今の横須賀市と茅ヶ崎市ですか、まだ三つか四つくらいしかなかったと思います。非常に条例制定率が悪い県の1つです。東京都もよくないのですが、そういう状況の中でやれることもやれないという状況ならば、そういった条例ないし計画をつくるのも一つの方法でしょうし、そのために何をどうしたらいいのか県としても情報提供するという事は、あってしかるべきだろうと思いますので、市町村のほうでどういう状況になっているのか、少し情報提供していただけると助かります。

(長野担当課長)

まず、公営住宅の優先入居をやっている県内の市町村ということですが、私どものほうで承知している範囲では、横須賀市だけになっておりまして、市営住宅の一時使用の制度を運用しているということでございます。

ただ、必ずしもこれは条例とぴったりのことではなくて、条例の内容としては、横須賀市は犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の中的一条文として、犯罪被害者支援をやりますということが書かれている状況になっております。

(太田委員)

被害者支援について一条文しかないタイプの条例ですね。

(長野担当課長)

なので、細かいところまで施策をうたい込んだ条例ではない状況です。

県内の条例の制定状況は、今、太田委員おっしゃったとおり、茅ヶ崎市、秦

野市、座間市、寒川町、横須賀市という状況でございます。神奈川県と同じような総合条例みたいな形をとっているのは、現状では一番新しい茅ヶ崎市の条例でございます。他の条例は見舞金等の規定を定めた条例となっております。

恐らくこれも、はっきりしたことは申し上げられないんですが、条例がないと優先入居ができないかということ、そのようなことはなく、市町村、自治体としてきちっと被害者支援に取り組むという基本的な施策があれば、特に条例化していなくても対応は可能ではないかと考えます。

(太田委員)

平塚市も藤沢市も、特に条例なり計画がなくても被害者に対して優先的に公営住宅を紹介する、入居を認めるということは可能なんですね。可能であれば、県としては「お願いします」ということで普及させていけばいいと思うんですけども、条例も計画も何もなしに犯罪被害者の支援だけを優先することはできませんというような、20年前にやった議論をまたやることになる、なかなか進まない。だとすれば、やはり情報があるというのは非常に強いと思いますので、「条例なし計画をつくってください」という働きかけも一つの方向性かなと思うものですから、市町村の実態がどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず、公営住宅の紹介や優先入居というのは可能なのでしょうか。もし難しいとなれば、幾ら県がお願いしても無理ですよ。

(鳥海委員)

公営住宅の担当ではないので、違うことを言うてしまうかもしれませんがけれども、公営住宅の入居には、やはり市営住宅条例というのがございまして、条例で「優先入居はどういう人たちができる」と決められていると聞いております。その中に犯罪被害者が含まれるような解釈であれば、それは可能になると思いますけれども、今のところどうなっているかはわかりません。例えばですけども、国等から「優先入居の中にはこれを含めなさいよ」という話が通達で来れば、含める可能性も出てくると思います。

公営住宅はやはり税金でつくっている住宅なので、入居に際しては細部まで条例とか規則で決められているので、その解釈に入るのであれば可能になるのかなと私は思います。

(五島委員)

藤沢市ですけども、すみません、私も今、公営住宅のことを調べてきていないんですが、公営住宅の入居には当然いろいろな条件がありますけれども、犯罪被害者の方であるという理由であるかないかは別として、困っていらっしゃる方の状態が入居の条件に当てはまれば、現在も入居についてあっせんしていると思います。

それと、要綱や何かについて申しますと、犯罪被害者の方への支援の条例な

り要綱をつくるのも1つだと思いますし、そうではなくて、それぞれ該当になるところの要綱や条例にそういう項目を入れていくのも1つのやり方なのかなと、やり方についてはそういう二通りがあるのかなと考えます。

(太田委員)

だとすれば、県として、県内の各市町村において各項目ごとに何が可能で何が可能でないかを調べた上で、何か立法上の手当てをする必要があるものは条例に入れるとか要綱をつくるとか、解釈で可能ならば解釈で運用するように要請していくといったことがあるわけなので、ただ包括的に「連携をとりましょう」とか何とか言っているだけでは、その次の段階にはなかなか進めないだろうなという気はいたします。

(宮森座長)

また座長が話しますけれども、私は法律には詳しくないのでよくわからないんですけれども、例えば、そうですよね、「県営住宅を常時2戸確保しており」と書いてありますけれども、場所が特定されているということですよ。どこでもいいというふうにどうしてならないのかなと。自由度とか柔軟性が、この部屋しかだめという決め方で、結局こういう問題が起きているんだろうなと思うんですね。

県内にたくさんあるわけですよ。そのうちの幾つかはこういう形に利用できるようにしておきますというのが、県民に対しては一番いいメッセージになるかなと思うんですけれども、2戸でも少ないと思いますけどね。でも、確保しているのにいまだかつて利用されていないという現実があるわけですよ。

(長野担当課長)

県営住宅なんですけれども、現在、2カ所部屋を確保していて、いつでも入ろうと思えば入れる状況にしています。

こういったやり方がいいのか優先入居的なやり方がいいのか、それはいろいろやり方があると思うんですが、公営住宅の規程上の、募集時期だとか入居条件といった問題もありますので、空き家のままいつでも入れるよというところで持っている方がいいのか、そこは今後、検討していかなければいけないかなとは思っております。

ただ、過去には一時的に被害者の方が入居していたことはございます。ただ、2期目の計画に入ってから、今のところ入居がないという状況でございます。

(宮森座長)

その他、どうでしょうか。

(太田委員)

今の話と全然違いますが、19ページでしょうか、私は犯罪被害者の理解の促進が非常に重要だと思っていて、だからこそ犯罪被害者等基本法にも国民の責務が定められているんだらうと思います。

そこで、中高生を対象に「いのちの大切さを学ぶ教室」をやられていて、84回とか95回行われているんですけども、ホームページを見ると、よく警察のほうで学校を募集したりされていますね。実際に講義に行かれているのは被害者支援センターの方と、それから実際の被害者の方も行かれているということでしょうか。

それから、この95回というのはいろいろな高校とか中学でやられているのか、それとも割と理解のある同じ学校から学年ごとに何回か、要するに延べ回数になっているのか、教えていただければと思います。

県内には何百と中高があると思いますので、義務づけることはできないとしても、もう少し拡大していくことができればよいと思います。中学生、高校生に犯罪被害者の実態を理解してもらおうというのは、まさに基本法の趣旨にもかなうことなので、実際に行かれるほうは大変だと思いますので「どんどんやれ」とはなかなか言えないのですけれども、場合によっては、例えば警察署の被害者支援担当の方等にご協力いただくこともできるでしょう。もともと警察も交通安全指導などで学校に行かれますよね。あのときにも交通関係については事故防止についてもあわせてやられていて、あれも一種のいのちの大切さを学ぶ教室になっているのかもしれないので、そういうことと抱き合わせ的に、交通被害だけではなくて犯罪被害についてもお話しいただくように拡張することも、余り負担を増やさずにできることだと思います。ただ、交通課の方が一般犯罪被害の話をしていいのかどうか、警察の中の業務分担もあるかもしれませんのでわかりませんが、何かもう少しこれを拡充していければと思います。

特に最近ストーカーの事件等を見ていまして、若い人たちが非常に安易にSNSを使うなどして男女関係をこじらせていくので、もう少し早い段階から相手の立場を尊重するとか人の痛みを知ることは、いろいろな問題の予防にもつながるのかなと思いますので、ここをもう少し拡充することを中間評価の中に盛り込んでもいいのかなとは考えております。

(長野担当課長)

もしよろしければ、オブザーバーとして被害者支援センターの方が見えているので、今の「いのちの大切さを学ぶ教室」の状況について。

(長島オブザーバー)

「いのちの大切さを学ぶ教室」というのは、平成24年10月から実施しております、今年で5年目になります。ここに95回と書いてありますのは延べ数でございます、たしか学校的には八十何校かだと思います。学校によっては二回三回というところもありますけれども、ほとんど学校は経過的に実施してい

る状況がありまして、95回で2万2,000人の生徒さんに話をしてきたところでございます。

行く人は、私どものスクールアドバイザー2名が行きます。基本的には2名であります。中には犯罪被害に遭われた方ご本人もありますが、2名がペアで参ります。警察署としては住民相談の方とか、学校のスクールアドバイザーの人たちも来ておりますので、全体的には警察関係者が2名ぐらいと私どもセンターの支援員が2名、こんな形で1時間の教室を催させていただいている状況です。

委員おっしゃるように、中学、高校のときからこういったことは非常に大事だと私たちも思っております、県警のほうも引き続き、今年度も学校へ行きたいと思っております。

(太田委員)

中高だと、割合はどちらが多いでしょうか。

(長島オブザーバー)

やはり中学のほうが多いです。

(太田委員)

高校になると勉強が忙しくて、余りそういうものには呼んでももらえない、そういう感じでしょうか。

(長島オブザーバー)

学校からの要望をとっておりますが、やはり数的にも中学校のほうが多いでしょうからね、そんな形だと思います。どっちがどっちということではないかと思えますけれども。

(太田委員)

これ以上増やせと言われても厳しいような感じですか。

(長島オブザーバー)

いえ、予算的には今年度108回分いただいておりますので、まだまだ余裕はあると思えます。

(太田委員)

予算はそうですが、ご負担という点でも大変だと思いますので。

(長島オブザーバー)

95回ですと月平均で10回いっていませんので、まだまだ回れる可能性が十分あります。私どもも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

(太田委員)

だとすると、例えば市町村ごとに被害者支援の窓口がありますし、その人たちもきちんと研修を受けていただいていると思いますので、そういう方たちに地元で協力してやっていただくとか、現地の警察の方を中心にやっていただくとかいろいろな工夫ができると思いますので、余り負担のない、無理のないような形でやっていくのがよいと思います。

また、小学生に対して教育してはいけないという法はないように思います。高学年なら十分できるのではないのでしょうか。ただ、どのような内容の話をするかというのはいろいろあると思いますので、いきなり殺人の被害の話を小学生の低学年にしてもいけないでしょうからやり方はあると思いますけれども、私はもう少しこれを拡充していけるような仕組みを作っていくべきだと思います。余り具体的に書くと市町村にいろいろな縛りをかけてしまうので、学校における被害者の視点にたった教育の推進を包括的な形で中間評価の中に入れてもいいのかなとは考えております。

(宮森座長)

議題2とも絡むと思うんですけれども、広報が必要だということは、こういうシステムはきちんとできていて、いつでも相談できるんですよと知ることだと思うんですよね。でも、例えばこれから議論しなければいけない性犯罪や性暴力の被害者の人たちは、実際10%ぐらいしか相談に行っていない現実があるわけですよ。

そういう場合に、本人が行動を起こすというよりも周りの人がみんなこういうシステムを知っていて、その人の背中を押すようなことができれば、もっともっとうこういうサービス—という言い方はおかしいかもしれないけれども、制度に乗って、救われる人がもう少し増えていくのではないかと思うんですよね。広報の難しさというのがありますよね。県民がみんな知っていることが一番重要なんじゃないでしょうか。そのための施策ということになるんだろうと思います。

では、今日皆様からいただいたご意見の反映につきましては事務局で検討していただきまして、必要に応じて個別に相談させていただいたりして、また7月1日から始まりました意見募集の結果等を反映させて、次回の検討委員会に中間見直し提言案としてお示ししたいと思います。そこで改めてご審議いただければと思っております。

では議題(3)その他について、事務局で予定している項目はございますでしょうか。

(荏原グループリーダー)

特にございませぬ。

(宮森座長)

では、第3回の予定等については事務局からということで、これで座長の任は解かせていただいてよろしいでしょうか。

(長野担当課長)

ありがとうございます。

(宮森座長)

皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

(荏原グループリーダー)

次回の日程についてご説明させていただきます。

次回、3回目の開催日につきましては、事務局で調整させていただきましたとおり、11月14日月曜日、15時から17時までの開催とさせていただくことよろしいでしょうか。

(異議なし)

(荏原グループリーダー)

ありがとうございます。

正式な通知はまた後日お出しします。

事務局からは以上でございます。

(宮森座長)

それでは、ちょうどいいお時間になりましたので、今日の会議はこれで終了させていただきます。

皆様のご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

閉会